

平成22年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成22年6月18日 午前10時40分			議 長 太 田 重 喜	
	閉会	平成22年6月18日 午前11時35分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長・地域づくり課長兼務	中島 文二郎	新幹線整備課長	
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	山口 久義
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長	宮崎 和則	農林課長	
	総務課長(本庁)		建設課長	中尾 嘉伸
	財政課長	徳永 賢治	環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)		農業委員会事務局長	
	企画・企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	
	福祉課長・こども課長兼務	江口 常雄	古湯温泉課長	三根 清和
	代表監査委員			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成22年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年6月18日（金）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 発議第13号 議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の修正案
- 日程第2 討論・採決
- 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第38号 嬉野市景観条例について
- 議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 字の区域の一部廃止について
- 議案第45号 字の区域の一部廃止について
- 発議第13号 議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の修正案
- 議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第52号 市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起及び和解について

日程第3 委員長報告

追加日程第1 発議第14号 教育予算の拡充を求める意見書について

追加日程第2 発議第15号 人権侵害救済法案成立に反対する意見書について

追加日程第3 発議第16号 国会議員の政治資金運用の適正化を求める意見書について

日程第4 閉会中の付託事件について

午前10時40分 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案の修正についてを議題といたします。

本日、神近勝彦議員外3名から発議第13号 議案第46号平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の修正案が出され、議会運営委員会が開催されました。これを議題とし、ただいまから審議を行います。

まず審議の順序について申し上げます。初めに、発議第13号の提案と質疑までを行い、議案第46号の討論・採決を行う際に修正案、原案の順に討論を行い、その後、それぞれの各議案の採決を行います。

それでは、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。提出者代表、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

発議第13号 議案第46号平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の2及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出をいたします。

理由は、平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の一部を修正する必要があるためでございます。

詳細につきましては、次のページ並びに議案書、第46号の15ページ、款の総務費、目. 企画費の節. 報償費に計上されております社会文化体育館基本設計謝金の1,000千円の減額をし、予備費に計上するものでございます。

先般の議案質疑でも質問をいたしました。コンサルタント会社に謝金として各社100千円支払うことについて、執行部としては明確な根拠また説明をなされておりません。市民の

皆様からいただいた貴重な税金、公金をもっと慎重な配慮の中で、そして、予算計上すべきではないかということで、報償費を減額し、これを予備費に回すということで御提案を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、修正案、発議第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第13号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第13号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2．討論・採決を行います。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

日程第2．討論・採決を行います。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第36号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）は承認されました。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第37号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認されました。

次に、議案第38号 嬉野市景観条例について討論を行います。討論ありませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、議案第38号 嬉野市景観条例制定に反対する立場で討論を行います。

条例第7条に明記されていますように、この条例は嬉野市全域を対象としております。また、第8条には適合させるよう努めなければならないとされ、強制力は弱いものと考えています。また、罰則を明記されているわけではありません。

私は、景観条例そのものにつきましては制定すべきであろうと思いますが、しかしながら、条例に明記されていますように、この条例は個人の財産を規制するものです。個人の財産に行政が規制や、あるいは制限を行うとするならば、嬉野市民すべての皆様がこの条例案の中身を理解をされ、賛同を受けなければなりません。しかし、今現在、何の説明も行われておりません。

執行部におきましては、条例制定後に多分市報あるいはホームページ等によって市民に広報されるものと考えますが、本来であるならば、制定前に各地区において説明会を開催すべきであるというふうに考えます。そして、第15条に「必要な事項は、規則で定める。」とありますが、現在のところその規則はありません、できておりません。

議会においては、さきの議案質疑において十分な説明がなされたとは考えにくく、この条例が可決された後、市民の皆様から質問を受けても、私は納得いただけるような説明をすることは困難ですし、規則ができていない状況では説明もできません。各議員の皆様はいかがでしょう。御説明できるでしょうか。

このようなことを考えれば、今議会においてこの景観条例を制定することは時期尚早と考えております。議会におきましては、特別委員会などの検討機関を設置して、この条例のメリットとデメリットを十分把握し、提案された条例案でいいのか、あるいは内部修正が必要なのか、市民の皆様の財産に大きな影響が出ないようにすべきではないでしょうか。

私は、この議案第38号、景観条例を継続審議する必要があるという考えのもと、今議会の制定に反対をし、こういうふうな討論をいたした次第でございます。

議員各位の良識な判断を期待しまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数。したがって、議案第38号 嬉野市景観条例については否決されました。

次に、議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第40号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第40号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第42号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第42号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第43号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第43号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第44号 字の区域の一部廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第44号 字の区域の一部廃止については可決されました。

次に、議案第45号 字の区域の一部廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第45号 字の区域の一部廃止については可決されました。

次に、議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論については修正案と原案について行います。

まず、神近勝彦議員外3名から提出されました修正案、発議第13号について討論を行います。討論ありませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

発議第13号 議案第46号平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の修正案の議員発議につきまして、反対の立場で意見を申し述べさせていただきます。

今回、総務費の社会文化体育館基本設計謝金といたしまして、1,024千円が補正で計上さ

れております。このうちの報償費をいわゆる予備費に回すという修正案でございますが、今回、この社会文化体育館の建設に関しましては、嬉野の市民が一堂に関心を持っておるところであります。

そういう中におきまして、今回のこの基本設計、これがいわゆる社会文化体育館を別々に建設するのか、社会体育館、文化体育館、それとも同じ敷地内に同一の建物として建設をするのか、さまざまな論議がされておるところであります。

そういう中において、今回よりよい社会文化体育館、これが今後の嬉野市の財政について、財政問題を絡めまして問題を起こさないような、そういう市民にとってよりよい社会文化体育館を建設するためには、ここでよりよい基本設計を行わなければならないというふうに考えております。そういう点を踏まえまして、いろいろなコスト面での計算等も我々議会に判断しやすい材料となるよう、いろいろなパターン設計をしていただくよう、逆にそれぐらいのお金をかけて要望書を提出するなりして、私はこの設計に謝金を払ってでも予算をつけて、よりよい基本設計となることを望むところであります。

そういうことで、今回の修正案に関しましては、反対の立場で意見を述べさせていただきました。

○議長（太田重喜君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

続いて、議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）、原案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。採決の順序は、まず修正案を諮り、次に原案についてお諮りいたします。

まず修正案、発議第13号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第13号 議案第46号平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の修正案については可決されました。

次に、ただいま修正した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除き、議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第

1号)については、修正議決した部分を除き可決されました。

次に、議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第52号 市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起及び和解について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第52号 市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起及び和解については可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

日程第3. 委員長報告を議題といたします。

本定例会で文教厚生委員会に付託した平成22年請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書の審査結果について報告を求めます。園田浩之文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（園田浩之君）

報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

事件番号 平成22年請願第1号

件名 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書。

審査の結果 採択といたしました。

理由として、義務教育費国庫負担制度と教育財源の確保は必要であり、願意妥当と認める。

意見書案については委員会で作成し、本会議へ提出予定であります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この請願に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成22年請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（太田重喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま園田浩之議員外5名から発議第14号 教育予算の拡充を求める意見書についてが提出されました。また、神近勝彦議員外2名から発議第15号 人権侵害救済法案成立に反対する意見書についてが提出され、また、神近勝彦議員外15名から発議第16号 国会議員の政治資金運用の適正化を求める意見書についてが提出されました。これらを追加議事日程第1号として日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第14号から発議第16号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第14号 教育予算の拡充を求める意見書について議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

発議第14号 教育予算の拡充を求める意見書について。

このことについては、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

平成22年6月18日提出、嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者は私で、賛成者は以下の5名の方です。

理由といたしまして、教育予算を国全体としてしっかり確保・充実させる必要があるため

であります。

教育予算の拡充を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要である。国レベルでは政権の交代により文部科学省予算については、過去30年で最高の伸び率となる5.9%が増額されました。

しかしながら、地方自治体においては義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育予算を確保することは困難となっております。

地方財政が逼迫している中、小人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がっています。

さらに、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながっている。

このような自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、下記の事項の実現について強く要望をいたします。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、30人以下学級の実現などの新たな教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月18日

佐賀県嬉野市議会

議長 太田 重喜

提出先は、衆議院議長、横路孝弘様以下の方々でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第14号は委員会付託を省略したいと思っております。これに異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第14号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第14号 教育予算の拡充を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第14号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

追加日程第2．発議第15号 人権侵害救済法案成立に反対する意見書について及び追加日程第3．発議第16号 国会議員の政治資金運用の適正化を求める意見書については、一括して議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、発議第15号 人権侵害救済法案成立に反対する意見書について朗読します。

このことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

提出者は私神近勝彦、賛成者は平野昭義議員、田中政司議員であります。

理由につきましては、人権侵害救済法は、表現の自由を保障した憲法21条に抵触し違反するものであるためでございます。

続きまして、意見書（案）を朗読させていただきます。

人権侵害救済法案成立に反対する意見書（案）

昨年の衆議院総選挙における民主党のマニフェストには、「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する」とあり、具体策として「内閣府の外局として人権侵害救済機関を創設する。」としている。

前鳩山首相や千葉法務大臣は、民主党案通りに人権侵害救済法成立に向けて、スケジュールを立てる方針を表明した。このことに対し、大きな懸念を感じる。

人を出生や宗教などで差別することや、言われなく虐待することは断じて許さざることであり、人権侵害はあってはならない。人権侵害により被害の救済および予防等に関する法律

案の理想に異を唱えるものではない。しかしながらこの人権侵害救済法案では、差別や人権侵害があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて、令状なしでの居宅への立ち入り調査、動産等の押収、留め置きができるという人権委員会というものが設置されることとなっている。

差別、人権侵害の定義があいまいなため、人権委員会が被害者とされる人の申告による案件を差別、人権侵害だと判断すれば差別となり、人権侵害として罰則を課すことができるなど恣意的な運用をされる危険がある。

この法律の運用により、市民の正当な表現行為であっても規制され罰則を受けることになり、国民の言論、表現の自由を抑圧することになりかねない。

いわゆる人権侵害救済法は、表現の自由を保障した憲法21条に抵触し違反するものであることは明白である。

よって、国においては、人権侵害救済法案の成立がなされないよう強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

佐賀県嬉野市議会

議長 太田 重喜

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○17番（山口 要君）

二、三お尋ねをしてみたいと思います。

まず第1点は、今回、政権が菅政権にかわる中で、私、今回のマニフェストはまだ確認をしておりませんでしたけれども、今回の菅首相の中でのマニフェストにこれがはっきり明示されているかどうかということをまず確認をしておきたいと思います。それがまず第1点。

そしてもう一点は、この中に提出者が「人権侵害により被害の救済および予防等に関する法律案の理想に異を唱えるものではない。」というふうな文言でされております。そういう中で一番提出者が気にされていることについては、人権委員会というものではないかというふうに私は認識をしておりますけれども、この人権委員会につきましても、今回の人権侵害救済法案の成立の中で、はっきりとここまで仕立てられたかなという気が私はしておりますけれども、そのことについて明確なる御回答をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

議員の御質問に、私の知る限りの中でお答えをしたいと思います。

まず第1点、首相が菅首相にかわられたということで、私も菅首相の所信表明関係を読ませていただきましたけれども、この人権法案についてはっきりとしたことはおっしゃっていませんでしたということで理解をしております、菅首相のものの政権が、内閣が今後どのような形に行くかということについてはまだ把握をしております。だからにして、私は菅首相率いる現内閣に対してこのような意見書を提出するという御理解をいただきたいというふうに思いますし、2点目、人権委員会からまた中身についての御質問を受けておりますが、今のところ、1番目の菅首相についてはどう思われているかわかりませんが、前鳩山首相、そして、現千葉法務大臣は、ここに書いてありますように外局をつくりたいということで述べられております。そのときには、やはりここに書いてありますように、「令状なしでの居宅への立ち入り調査、動産等の押収、留め置きができる」というふうなことを常におっしゃっているわけですね。私はそういうことをいろんな会議の中で御自身の言葉でおっしゃっていることをやはり深く懸念をするものでありまして、そういうことから、今回の法案の中にも、前の民主党案の中にもこういうふうな文言も載っているというふうに私は確認をするものでございまして、ですから、こういうふうな文言を使わせていただいたということでございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今提出者のほうからお答えをいただきましたけれども、とした場合において、まず4行目の「前鳩山首相や千葉法務大臣は、民主党案通りに人権侵害救済法成立に向けて、スケジュールを立てる方針を表明した。このことに対し、大きな懸念を感じる。」という文言については、やや私は抵抗を感じる部分があるわけなんですけれども、そのことについてどうお思いになるのかということと、そして、先ほど提出者が申されました菅政権のもとでは、この人権委員会というものについてはっきり明示をされておらないということで回答されました。とした場合、このことについての文言についても、ややこの意見書という中ではおかしいんじゃないかなという気がいたしますけど。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

質問者に対して、4行目「前鳩山首相や千葉法務大臣は、民主党案通りに人権侵害救済法成立に向けて、スケジュールを立てる方針を表明した。このことに対し、大きな懸念を感じ

る。」ということについての御質問でございますが、まだ今のところは、私個人的に思いますことには、千葉法務大臣はそのまま現法務大臣として再任をされたわけですね。ということであるならば、最初の民主党案どおりのスケジュールというものはそのまま生きているものというふうに理解をしているところでございます。

その後の1回目に質問がありました菅首相の表明について、この意見書案とは若干ぶれが生じているのではないかというふうな御質問だと思いますけれども、だから、今のところ菅首相につきましては、はっきり質問者が言われているように、はっきりとした態度も表明されておりませんし、所信表明の中でも出ておることはありません。でも、やはり菅首相は民主党のトップ、党首でもございます。4行目にありますように、今のところ千葉法務大臣は原案どおりのスケジュールを多分進めていくものということであれば、やはり菅首相もその中に沿った行動をとられるものではないかなという感じを持つものでございます。

そういう中で、やはり早目に私としては反対する意見書を出すべきじゃないかなという考えで提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに御質問ございませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

1点だけお伺いいたします。

この意見書の最後のところに、「よって、国においては、人権侵害救済法案の成立がなされないよう強く求めるものである。」というふうに結ばれておりますけど、この部分に関して、前段の民主党のマニフェスト、民主党の案という部分での人権侵害救済法案に反対されているのか、人権侵害救済法案そのものに反対されている、内容に対して反対されているのか、人権侵害救済法案そのものについて反対されているのか、この点をお伺いいたします。

○13番（神近勝彦君）

質問者のところで、やはり一番最後の部分の「人権侵害救済法案の成立がなされないよう強く求めるものである。」という文言についてでございますが、上のほうの8行目にありますように、法案の理想に異をとるものではありません。この法案の中のその後の文言にありますように、やはり令状なしの居宅の立ち入り調査、このあたりが大きな問題が生じているのではないかと。人権侵害の救済というものについては、私は必ず法案として成立すべきであろうという立場であります。ただ、現在の民主党案については、やはりここで申し上げることはちょっと言葉に出すことはできませんけれども、以前のそういう事態があったということを考えますと、やはり少し内容についてもっと議論をすべきであろうというふうな考えでございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に、発議第16号について。

○13番（神近勝彦君）

発議第16号 国会議員の政治資金運用の適正化を求める意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提出者は私、神近勝彦、賛成者は山口要議員や平野昭義議員、西村信夫議員、織田菊男議員、田中政司議員、副島孝裕議員、園田浩之議員、梶原睦也議員、大島恒典議員、小田寛之議員、山口政人議員、山下芳郎議員、田中平一郎議員、山口忠孝議員、辻浩一議員でございます。

理由は、国会議員の政治資金について適正な運用を求めるためでございます。

それでは、意見書案を朗読させていただきます。

今、国民の間に政治に対する不信不満が非常に高まっている。官僚の天下りによる不適切と思われる退職金の問題や、不必要と思われる中央官庁の外郭団体等の業務実態は、昨今の経済情勢による疲弊した国民生活とはあまりにもかけ離れた事例が数多く報道されていることがその要因と思われる。

このような諸問題を解決し、なお且つ国民生活の安定と向上、国際社会での信頼を得るよう努力されることを国民が期待しているのが、国民から負託を受け国政に携わる国会議員である。

しかしながら一部の国会議員においては、政治資金の運用がきわめて不適切な方法で収受や費用計上がなされ、国民感情を逆なでするような疑惑や実態が報道されている。

嬉野市議会としては、このような事例が明らかになる度に非常に憤りを覚えるものである。厳しい財政事情の中にあって市民生活の更なる向上を目標に、議会の透明性や住民に身近な議会、住民に信頼される議会を目指し議会制度改革を推し進めている議会人として、一連の事案は国民から負託を受けた国会議員当事者による国民に対する裏切りであるとしか言いようがない。

国政に携わる議員は、国民に対し一日も早く政治姿勢のあり方を正すことが信頼回復の第一歩であると確信をするものである。

よって、国においては、国会議員の政治資金運用には厳正に対処されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

佐賀県嬉野市議会

議長 太田 重喜

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

発議第16号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第15号及び発議第16号は、委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第15号及び発議第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第15号 人権侵害救済法案成立に反対する意見書について討論を行います。討論ありませんか。（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第15号 人権侵害救済法案成立に反対する意見書については可決されました。

次に、発議第16号 国会議員の政治資金運用の適正化を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第16号 国会議員の政治資金運用の適正化を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第15号及び発議第16号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第4. 閉会中の付託事件について議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出された案件の質疑、討論・採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成22年第2回嬉野市議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員